告 示

埼玉県告示第五十一号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要につ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九 いて、 同条第三項の 規定により公告し、 十一号)第八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

令和四年一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンスタイル南栗橋

埼玉県久喜市南栗橋八丁目二番一外

口 大規模小売店舗立地法第八条第一 項 の 規定による市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O}

小中学校の通学時間帯には、 交通整理員 \mathcal{O} 配置等 \mathcal{O} 措 置を講じること。

二 縦覧期間

令和四年一月二十一日から令和四年二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター